

# 地籍図作成の過程

- 摂津国島下郡清水村の事例 -

石坂 澄子

## 1. 清水村の概要

清水村は、千里丘陵北端の勝尾寺川中流域に位置している。明暦元年（1655年）に、宿久庄村から分離して成立した。明治22年（1889年）実施の町村制施行においては、宿久庄村・道祖本村・小野原村・栗生村とともに、豊川村に属した。昭和31年（1956年）12月1日、箕面市の市制施行で箕面市の市域となったが、地理的環境や産業・交通・風俗・文化の面からみて茨木市と同一生活圏内にあるとして、同年12月25日に茨木市に編入された。

## 2. 清水区有文書の概要

清水区有文書は、旧清水村伝来の文書群である。近世・近代の清水村関係、近代の豊川村関係の文書・絵図などがあり、清水公民館で保管されている。総数は3,600点である。本稿では、そのなかの地籍編製での地籍地図と草稿、地籍図作成の請負契約書について考察を行う。

## 3. 清水区有文書内の地籍図および草稿史料

清水区有文書には、地籍編製での地籍地図である「大坂府管下摂津国嶋下郡清水村地図」（清水区有文書699、図1）と、その作成に関わる草稿、付箋表、方位簿、畦畔丈量簿が残されている。

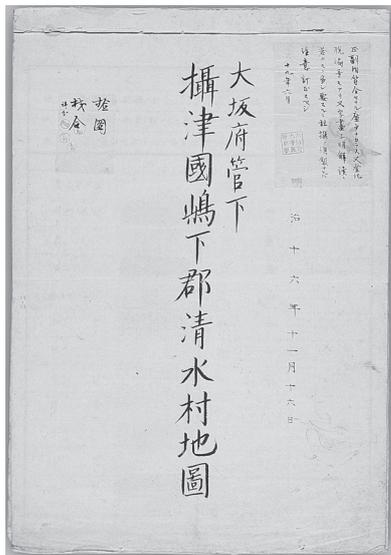


図1 大坂府管下摂津国嶋下郡清水村地図 表紙  
(清水区有文書699)

地籍編製での地籍地図とは、内務省によって進められた地籍編製事業に伴い作成されたものである。明治7年（1874年）に内務省が地籍編纂の実施とそのための方官派遣を行うことを通達したのが始まりで、明治23年（1890年）にこの事業を所管した地理局地籍課が廃止されたことにより終了したが、これ以後も作成を継続していた県もある。茨木市内では、明治16～18年（1883～85年）にかけて作成された8点が確認されている。この地籍図は、「大坂（坂）府摂津国島下郡〇〇村地図」という表題で、字図を帳面形式で綴じた形式が基本である（石坂2018）。清水区有文書に残る「大坂府管下摂津国嶋下郡清水村地図」も、これに沿った形式で作成されている。付箋表（清水区有文書1285）は、この地籍図に付けられた検査付箋の一覧である。茨木市所蔵の耳原、戸伏、中城、総持寺の地籍図にも、同様の検査付箋が付けられている（石坂2018）。

方位簿（清水区有文書1595～1598、1600）は、字の外周を廻り分間で計測した結果を記したものである。方位は360度表記、もしくは十二支表記の横に360度で表記されている。畦畔丈量簿（清水区有文書1601、1602）は、小字別に、各筆における畦畔の面積・里道・川・堤等の面積・長さ・幅を記している。

近世の地図の作成は、まず方角と距離を測り、そのデータを野帳に記入し、それをもとに下図を作成して、図の編集を行う。図の編集は、最初の下図同士を繋ぎ合わせた「寄図」を作る。寄図用の紙は縦または横に平行の白罫を引き、この上を下図を置き、測点を針で突いて写し取る。これを繰り返して針穴を結び、順次墨線を引く。出来上がった寄図はドウサ（ミョウバンと膠を水に溶かしたもの）仕上げの美濃紙の上に置き、測点を針で突いて写し取る（安城市歴史博物館2000）。清水区有文書の草稿資料は寄図にあたりと考えられる。

草稿資料（清水区有文書716～731）は大きく2つに分けることができる。表1は、2つに分けた草稿資料と完成版の内容を比較したものであ

る。清水村の地籍編成地籍図は、草稿①（清水区有文書716）→草稿②（清水区有文書717～731）→完成版（清水区有文書699）のプロセスを経て作成されたと考えられる。

草稿①は計15点ある。袋に「明治十六年着手大阪府管下嶋下郡下清水村実地草稿入 改明舎測量掛り」と書かれた袋入一括文書である。用紙裏面に小字番号と小字名が朱書きされている。原則として1小字につき1枚で表現されているが、同じ範囲で2種類の内容の図（A・B）がある。Aで形状が修正されている筆界がBでは修正後の形状で描かれていることから、Aを初めに描き、地形のみBへ写し取ったと考えられる。

草稿②は計15点ある。分図されている小字とされていない小字があり、分図されているものは、完成版と同じ分け方をされている。図には朱で約3cm（1寸）四方の方眼線が引かれ、針穴と跡付けの痕跡がある。

草稿①から完成版に見られる内容の変化について、字番号は、草稿①で「久保ノ井」が3、「末谷」が2であるのに対し、草稿②では逆に付番されている。草稿②と完成版の「久保ノ井」「末谷」の字番号は同じである。小字名については、草稿①②では「新田原」とされていた小字名が、完成版では「西山新開」に変わっている。また、全体的に漢字の表記が統一されていない。

表1 草稿と完成版の内容比較

草稿①（清水区有文書716）			草稿②（清水区有文書717～731）		完成版（清水区有文書699）	
字番	小字名（裏面朱書）	内容区分 <sup>*1</sup>	字番	小字名・分図番号	字番	小字名・分図番号
1	川原田	A			1	川原田1
1	河原田	B			1	川原田2
					1	川原田3
					1	川原田4
					1	川原田5
3	久保ノ井	A	2	久保ノ井1	2	久保ノ井1
			2	久保ノ井2	2	久保ノ井2
2	末谷	A	3	末谷1（図2）	3	末谷1（図3）
2	末谷1（東部）	B	3	末谷2	3	末谷2
2	末谷1（西部）	B	3	末谷3	3	末谷3
			3	末谷4	3	末谷4
			3	末谷5	3	末谷5
			3	末谷6	3	末谷6
4	山ノ井	A	4	山ノ井1	4	山ノ井1
4	山野居	B	4	山ノ居2	4	山ノ井2
			4	山ノ井3	4	山ノ井3
-	庄ノ脇1	A	5	庄野脇	5	庄ノ脇1
-	庄ノ脇	B			5	庄ノ脇2
7	廣山	A	6	廣山	6	廣山
- (7)	新田原（西山新開） <sup>*2</sup>	A <sup>*3</sup>	7	新田原	7	西山新開
	新田原	B				
8	西山	A	8	西山	8	西山1
					8	西山2
					8	西山3
					8	西山4
15	北山の井	B				

\*1 A…地形（道・河川・筆界），地番，反別，地目が記載

B…地形（道・河川・筆界），小字外周の方位と距離が記載（一部例外あり）

\*2 表面は「新田原」、裏面は「7番 西山新開」とあり

\*3 一部の筆に「西山へ編入ス」とあり

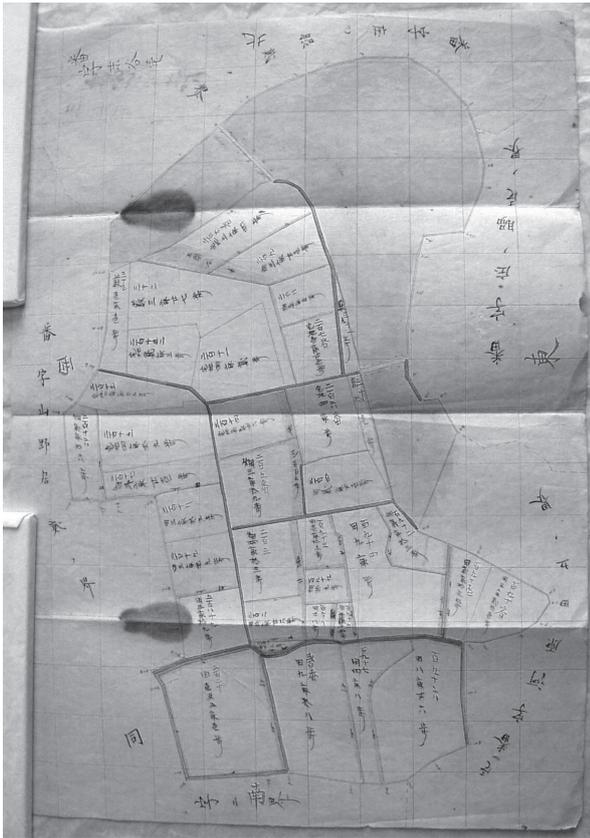


図2 草稿② 宇末谷ノ一 (清水区有文書 725)

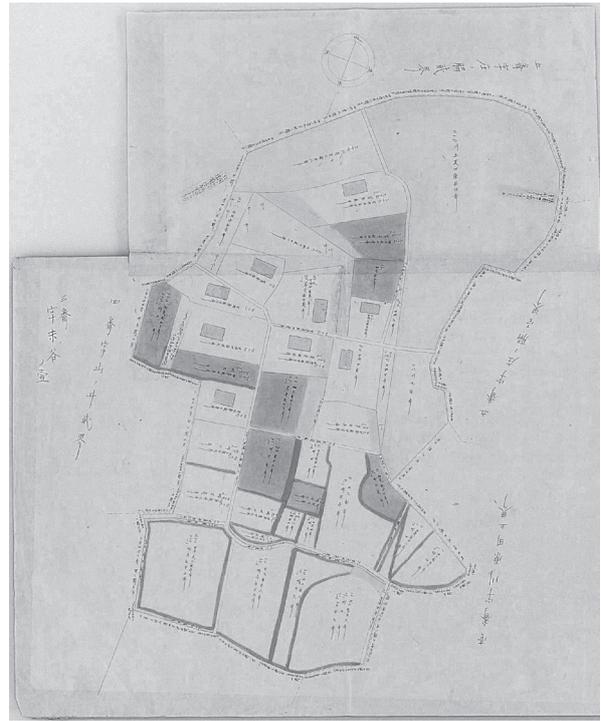


図3 大坂府管下摂津国嶋下郡清水村地図  
宇末谷ノ一 (完成版) (清水区有文書 699)

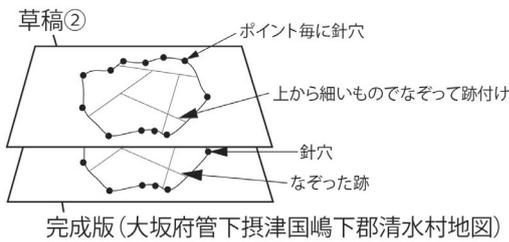


図4 草稿②から完成版への図の写し取り  
(模式図、筆者作成)

草稿①の字番 15「北山の井」は、完成版に無い小字である。清水と同時に作られた隣村の宿久庄の地籍図に「拾五番北山ノ井」があり、この草稿と形状が一致しているので、宿久庄地籍図の草稿が紛れ込んだものと考えられる(宿久庄との同時作成については後述)。

図4は、草稿②から完成版への図の写し取り方法の模式図である。

#### 4. 地籍図調製請負会社「改明舎」

地籍編製地籍図は、明治15年(1882年)の大坂府乙98号布達「地籍編製心得書」を基準に作成された。これによると、地籍の編製を行うのは各村の戸長の指揮を受けた下調掛とされ、この下

調掛は各町村の公議選挙によって選ばれるとある(第70、71条)。しかし、茨木市の文書群には、地籍図の調製作業を行った専門の請負業者がいたことを示す史料が存在する。清水村は「改明舎」という請負業者と契約していた(註1)。

請負業者については、例えば香川県は、明治9年(1876年)5月に土地丈量請負制度を設け、県が認可した測量技術の熟練者に村が手数料を支払って測量の代行をしてもらっていた。県下には当時、多数の請負集団があり、彼らは地租改正先進県から報酬を求めて地租改正後進県に出向いてきた人々であった。この集団の大半は岡山県出身者で、同県は香川県より2年早い明治7年(1874年)に改租事業を実施している(香川県1987)。

史料1 鳥羽区有文書 747

為取換契約書

一今般当府乙第九拾八号御達□□道祖本□□□□  
ヲ合併同一之契約悉皆委諾致度候ニ付、左ニ副  
別ヲ詳細ニ記ス

一地籍編製一字限地図 正副

一[ ] 同図 同

一地[ ] 一[ ]

一地[ ] 取調漏土地[丈量帳][ ]

一手数[ ] 筆絵[ ]

一宅地 [ ] 改正一筆 [ ]  
[ ] 違約 [ ] 総金額 [ ] 調測 [ ]  
厘金 [ ] 御 [ ] 二分五厘相 [ ] 府 [ ]  
[ ] 済之上ニテ相渡 [ ] モ府庁御検査之節不  
都合有之候ハトキ幾 [ ] テモ自費ヲ以テ御  
再綱可被下契約ナリ、依之為後證約定委託書如  
件  
[ ] 渡之都度諸買物費当日迄之分ハ [ ]  
残金相渡可申候事

島下郡道祖本村用掛  
明治十六年四月七日 増井重兵衛  
同村戸長  
藤井與治兵衛  
宿久庄村用掛リ  
宮脇久兵衛  
同村戸長  
岸田 [ ]  
小野原村 [ ]  
稲 [ ]  
同村戸長  
[ ]  
[清水村用掛リカ]  
[ ]  
同村戸 [長カ]  
[ ]

瀬戸治作殿  
□下松三郎殿

史料1は、明治16年(1883年)4月7日に取  
り交わされた地籍図調製の請負契約書である。破  
損が激しいため内容が不明な部分が多いが、宛名  
に瀬戸治作と□下松三郎の名が見られる。道祖本  
村・宿久庄村・小野原村・清水村の4村まとめて  
請負業者に委託されたことが差出からわかる(註  
2)。

史料2 鳥羽区有文書 109

一前略本日茨木行幸便ニ任セ畦畔帳用美濃紙書帖  
ヤキミヨバン。ロウ廿。ハチ四点買□セ候間、此  
段為念御断り旁一寸申述候、先ハ右如斯ニ候也

九月一日 改明舎  
松本

戸長役場御中

史料2は、9月1日としか書かれていないが、  
史料1と同年の史料と思われる。改明舎の松本が、  
畦畔帳を作るために必要な美濃紙、ヤキミヨバン  
(焼明礬)、ロウ(蠟)、ハチ(鉢)を購入した旨  
が書かれている。

史料3 行田徳蔵家文書 266-3

地籍再約立證

一兼日御両村之義改明舎長瀬戸治作ヲ以テ地籍  
編成□担数□候處、□□書ニ生シ□ニ両村人民  
苦情ヲ発シ従前舎長瀬戸治作ヲ解シ約ナシ、則  
チ□□舎長ノ名義ヲ以テ拙者ヘ該事業悉皆整頓  
之義被命候ニ付、拙者再来ハ元四ヶ村之一□立  
□□廉ニ基キ宿久庄清水御検査済□譯□ナク拙  
者負担致不都合無書換悉皆整頓可致者勿論即今  
再拝之条ニ聊違背無之様可仕候、万一不整理  
(カ)ニシテ退去スルトキハ如何□之処分受ク  
ル決而不苦候、依之謝金受取方左ニ掲ク  
一謝金額四拾円□メ

内譯

初度金拾円

後度金拾五円 「整頓之日数三拾日ト見込シ、  
其内拾五日ヲ□□テ全テ可申受事」(割書)  
残金額之義者悉整頓之□□計算ヲ相立テ残金□  
之トキハ可申受事

右之通再約□之上者決テ背□間敷候、万一是迄  
□□□并ニ舎□旁拙者事業負担ニ付彼是主張ス  
レバ、□舎長調印之證ヲ以テ取扱致度該地□両  
村不□載可解約之要件御異見御弁解被下度、依  
而地籍再約證依而如件

改明舎改メ 改進舎長

明治十六年 公(カ) 下松三郎

十月廿日

宿久庄清水村

戸長御中

地籍下調人

御中

史料3は、改明舎から改進舎へ請負契約を変更  
する旨が書かれている。改明舎舎長瀬戸治作は、  
宿久庄と清水村両方の村人から苦情があったため  
解任し、代わりに改進舎の舎長である公下松三郎  
が四拾円で請け負うことになったとある。公下松  
三郎は史料1で瀬戸治作と列記された「□下松三

郎」と同一人物と思われる改明舎舎員で、このたび改めて改進舎を設立したととれる。

改明舎の瀬戸治作は、明治17年(1884年)・同19年に和泉国南郡名越村(現・貝塚市)で地籍図調製を請け負っており(貝塚市教育委員会2004)、明治19年(1886年)7月20日には、和泉国南郡塔原村(現・岸和田市)でも地籍図調製を請け負っている(岸和田市史編さん委員会1980)。塔原村の史料には領収書が付属しており、これによると、改明舎の本舎の住所は和泉国南郡水間村(現・貝塚市)で、分舎が摂津国武庫郡西宮町石在町(現・兵庫県西宮市)となっている(岸和田市塔原堀田家文書184)。清水村を含む4ヵ村との請負契約は、この分舎を通じて行われた可能性がある。

瀬戸の解任については、本人より清水村・宿久庄村戸長へ、解約を思い止まるよう懇願している書状が行田徳蔵家文書に残されている(行田徳蔵家文書1667-3)。

史料4 清水区有文書699 検査付箋(大坂府管下摂津国嶋下郡清水村地図表紙貼付)

正副相符合セサル廉少ナカラス又登記脱漏等モアリ又字画不明解読ニ苦ムモノ多シ要スルニ杜撰ノ調製ナレバ注意訂正スベシ  
十九年六月 「大阪府九等属野間要」(朱文方印)

史料4は、大坂府管下摂津国嶋下郡清水村地図表紙右上に貼られた検査付箋で、地籍図のチェックを行った大坂府の担当者のコメントである。正本・副本が合わない箇所が少なくなく、登記漏れもあり、文字もわかりにくく解読に苦しむものが多く、要するに杜撰な調製なので注意して訂正することとある。

## 5. おわりに

以下、本稿で明らかにされたことをまとめる。清水村の地籍編製での地籍地図は、和泉国南郡水間村(現・貝塚市)に本舎がある地籍図調製の請負会社「改明舎」に、道祖本村・宿久庄村・小野原村を合わせた4村まとめて発注して作成された。清水区有文書に残された草稿から、地籍図の編集作業は近世からのやり方を踏襲して行われたことがわかる。改明舎舎長の瀬戸は村民からの苦

情により解任され、後任には同舎の公下松三郎が改進舎の舎長として据えられた。地籍図は明治16年(1883年)11月16日に無事大阪府へ提出されたが、内容が精査された結果、明治19年(1886年)6月に杜撰な調製であるとのコメント付きで村に返されている。

本稿は、2022年度瀬戸玲子基金・女性のための地図振興支援助成事業(日本地図学会)にもとづく研究成果の一部である。

本研究の一部は、2007年度日本地理教育学会第57回大会で発表している。

本稿の史料翻刻は、高橋伸拓氏にご協力いただきました。記して謝意を表します。

## 註

- 1) 地籍図の調制作業を行った専門の請負業者については、茨木市史編さん委員会2011『新修 茨木市史第六巻 史料編 近現代』pp.109-112に、「憲量舎」「義務舎」の史料が掲載されている。
- 2) 宿久庄会館に、宿久庄村の地籍編製での地籍地図とみられる青焼きコピーが残されている。

## 参考文献(五十音順)

- 安城市歴史博物館 2000『企画展 江戸時代の測量術 伊能忠敬と地方の測量家たち』pp.17-20
- 石坂澄子 2018「大阪府茨木市の明治期作成地籍図ー茨木市及び大阪法務局北大阪支局所蔵地籍図の調査(1)ー」『茨木市立文化財資料館館報』第3号 pp.61-70
- 石坂澄子 2019「大阪府茨木市の明治期作成地籍図ー茨木市及び大阪法務局北大阪支局所蔵地籍図の調査(2)ー」『茨木市立文化財資料館館報』第4号 pp.30-34
- 茨木市史編纂委員会編 1969『茨木市史』
- 貝塚市教育委員会 2004『貝塚市古文書目録2』
- 香川県 1987『香川県史 第5巻 通史編 近代I』p.341
- 角川日本地名大辞典編さん委員会編 1983『角川日本地名大辞典 27 大阪府』角川書店
- 岸和田市史編さん委員会 1980『岸和田市史 第8巻 史料編Ⅲ』p.259